

『何の為に』

何の為に。

何か課題が起きた時、それはホームのために想っているのか、それは入居者又は利用者のために想っているのか、単なる自己保身のためなのか？と、様々な想いを巡らすでしょう。

何を言いたいかと申しますと、大事なことは何を目的にしているのか、何のためにしているのかという基準（理念・哲学）を基に、考えることが大事だと感じた出来事があったからでした。そう考えますと、例えば意見や、やり方の相違があったとしても、その方向性が掲げている目的に叶っているのであれば、きつといい解決策が見つかるはずと確信するからです。もし、そうでない場合は、別の思惑やそうでない基準が、どこかや、誰かにある時と思えてなりません。そういう時は、基本うまくいってないようです。

この話をもう少し具体的にわかりやすくお話ししますと、例えば、大学で授業をするとしましょう。で、少し本題とずれた話をしてしまったとしましょう。すると、大学の事務方から、ちゃんとシラバスにのっとって授業をして下さいと言われたとします。しかし、上司である教授からは、たまには冗談やユーモアや、時に本題とはずれた面白く、興味をそそる話をしてもいいんじゃないかなと褒められます。

要は、事務方からはちゃんと授業をするようにと言われ、教授には面白い授業でいいじゃないと言われる。みなさんは、どう捉えますか？この二つの意見は、表向きは対立してみえます。しかし、よく考えてみて下さい、事務方も教授もひとつのことを基準（理念・哲学）に意見を述べていることに気がつきます。



その基準とは、双方とも学生のことを想っていることだとわかります。事務方はシラバスにのっとってキチンと教えることによって、学生としての本来の学びを得られることを考え、教授は、学びの面白さや豊かさをユーモアや脱線という雰囲気の中で、学ぶことへの意欲を高めようと考えています。双方が学生のためにと考えているわけです。

つまり、双方がそれぞれ主張する意見や手法だけにとらわれることなく、何を目的としているのか、何のためにそれを言っているのかという基準（理念・哲学）を基に考えると、双方を融合した折り合い点が見つかると思うのです。

これは会社や事業所の経営や運営、各事業者団体の意見の取りまとめや運営、さらには、本来の私たちの本分である実際のケアに役立つ考え方として通ずるものがあると考えています。

是非、今一度、ご自身やご自身の事業所の基準がどこにあるのか、どちらの方向へ向かっているのかを確かめてみることをおすすめ致します。

感謝

一般社団法人
北海道認知症グループホーム協会
会長 宮崎直人

会員の皆様におかれましては日頃から当協会の運営にご理解とご協力を賜り心から厚く御礼を申し上げます。

平成31年度の予定されている当協会の主な研修会日程を掲載させて頂いております。どうぞ参考にいただければ幸いです。 広報誌発行にあたりご投稿をいただきました関係者の皆様ありがとうございました。

編集後記とさせていただきます。 小原陽一

大空と希望



No 20

一般社団法人北海道認知症グループホーム協会
広報誌「大空と希望」 2019年9月発行
〒060-0001
札幌市中央区北1条西7丁目 広井ビル3F
TEL: (011) 208-3320 FAX: (011) 204-7312
URL <http://h-gh.net>

「北海道胆振東部地震からの再起」

昨

年9月に発生した大きな揺れと大規模な停電から1年の月日が流れようとしています。避難生活を続けていたグループホームトロの森は、建て替えを進めていた新しいホームが完成し、6月2日



には無事に引っ越しの日を迎える事ができました。

新しく4名の入居者が仲間に加わり、通所者（共用型デイ）の皆様も帰ってきました。9か月間の空白があった事など微塵も感じることなく、ごく自然に生活に溶け込む様子を見て



いると、震災当初の不安や、様々な困難もどこかへ吹き飛び、心から安堵しています。認知症の症状には環境の変化



が大きな痛手になりますが、入居者にとって避難先を共に過ごした仲間意識が、“絆”を更に深めたのかもしれないね。

又、見慣れた風景がある事や、スタッフが欠けることなく現在に至っている事も、大きな安心に繋がっていると考えています。

しかし、利用者を守るという使命感で頑張ったスタッフのストレスも大きく、皆様からの励ましを支えとして乗り越える事ができています。

この震災を通して「まさか・・・」「自分に限って・・・」と、どこかで甘んじていた反省点を踏まえ、その瞬間から何もかもが一転して、それに付随して起こる様々な出来事への速やかな判断と対応が求められる厳しさを体験し、地震に限らず自然災害が多い昨今、起こり得る被害を普段から想定して備えること、また、ネットワークの重要性を実感しています。

引越し当日、札幌ブロックの皆様をはじめとして沢山の方々に助けられ、入居者の皆様が笑顔で玄関に入る姿を見た時に、始めて復興第一歩を実感できた思いでした。

新トロの森には、応援して下さい下さった皆様様の“温かい心”が共に住んでいることを忘れずに、スタッフ一同、一歩ずつ前に進んでいきたいと思ひます。最後になりますが、今も避難生活が続いている皆様が、一日も早く元の暮らしに戻る事ができますよう、心からお祈り申し上げます。

グループホーム トロの森 施設長 住友 幸子

「在留資格「特定技能」とは…」

在留資格「特定技能」とは…

2019年4月より、「介護」の業種での（建設など他13業種）「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」と認められる業務に従事する「特定技能1号」という在留資格が新設されました。

【技能実習制度】は、日本の技術を開発途上地域へ移転して経済発展してもらうことが目的の制度です。

【特定技能】は、外国人労働者としての在留資格で



す!!労働力を確保するための在留資格です!!
では、「特定技能」とはどういったもので、資格を取得するためにはどのような要件があるのかなどを今回会員の皆様に分かりやすく説明いたします。

☆特定技能外国人を雇用する場合、海外にいる外国人を雇用するケースと国内にいる外国人を雇用するケースがあります。海外にいる外国人で「特定技能」の在留資格を取得できるのは、「18歳以上」で、かつ「技能実習2号修了者」と「技能試験及び日本語試験合格者」のどちらかになります。（技能実習2号を終了して帰国した外国人や大学などで、日本語を勉強している学生）などが対象になると考えます。

技能実習2号を終了している場合（技能実習生として、日本で介護施設等3年間勤務が終了している場合）、技能評価試験や日本語は免除されます。又は、特定技能評価試験に合格することで特定技能の申請が可能になります。

この申請は、「在留資格認定証明書交付申請」です。外国人自身が次の要件を満たしていることが条件です。
18歳以上であること。
技能試験及び日本語試験に合格していること



（技能実習2号を終了した外国人は免除）
特定技能1号で通算5年以上在留していないこと
出身国から保証金又は違約金等の契約をしていないこと
外国人本人が負担する費用がある場合、内容を十分に理解していること、この五項目の要件です。

「特定技能」の在留資格認定証明書が交付されたら、出入国在留管理庁（入管事務所）に受け取りに行きます。
受け取ったら在留資格認定証明書を外国人がいる国に送ります。海外にいる外国人は、その国の在外公館（その国の日本大使館又は総領事館）に査証（VISA）の申請をします。ベトナムでは、ハノイとホーチミンにあります。査証が発行されたら、海外にいる外国人は、日本に入国します。査証は日本に入国するために必要なものですが、査証があるからと言って必ず在留資格が取得できるとは限りません。



入国時に査証を確認して在留資格を付与するかを決める審査を「上陸審査」といいます。ここで初めて「在留資格」カードが発行され、入国後に日本に在留する資格が与えられます。入国後は常時携帯する身分証明書です。カードが交付される空港は、成田、羽田、中部、関西、広島、福岡、千歳空港です。それ以外の空港で上陸した場合は、入国後の住所届

研修日程と開催都市（予定）

認知症介護実践研修 （実践者研修）

- 第1回（札幌市）
令和1年5月22日～7月17日
第2回（幕別町）
令和1年6月12日～8月8日
第3回（苫小牧市）
令和1年8月27日～10月23日
第4回（旭川市）
令和1年10月15日～11月26日

認知症対応型サービス事業 管理者研修

- 第1回（札幌市）
令和1年7月17日～18日
第2回（幕別町）
令和1年8月8日～9日
第3回（苫小牧市）
令和1年10月23日～24日
第4回（旭川市）
令和1年11月26日～27日

認知症介護実践研修 （実践リーダー研修）

- （札幌市）
令和1年11月12日～1月10日

身体拘束・虐待予防研修 （札幌市内予定）

令和2年1月24日

認知症介護基礎研修

- 第1回（旭川市）
令和1年5月30日
第2回（苫小牧市）
令和1年7月26日
第3回（新ひだか町）
令和1年9月27日
第4回（札幌市）
令和2年2月20日

（敬称略）

ブロック	時期	開催地	事業名	講師等
札幌	令和1年8月27日	札幌市	ケアニン～あなたでよかった～	映画上映
道央	令和1年6月18日	恵庭市	グループホーム基礎研修	未定
道央	令和1年9月19日	恵庭市	アンガーマネジメント研修	未定
空知	令和1年9月13日	岩見沢市	虐待や身体拘束等適正化に関する研修	未定
後志	令和1年6月26日	小樽市	後志ブロック研修①	吉田康子
後志	令和1年10月頃	未定	後志ブロック研修②	未定
後志	令和2年1月頃	未定	後志ブロック研修③	未定
道南	令和1年12月5日	函館市	計画作成担当者研修会 ～野中式事例検討会～	釜谷 薫
日胆	令和1年8月9日 令和1年12月13日	苫小牧市	実践者研修修了者フォローアップ研修	釜谷 薫
十勝	令和1年8月22日	帯広市	ハラスメントについて研修	及川 進
十勝	令和1年10月10日	帯広市	認知症ケアについて研修	松山岳詩
道東	令和1年8月22日	釧路市	介護技術研修会	未定
道北	令和1年7月17日	旭川市	安全・安心な介助技術を学ぶ	田中義行
オホーツク	令和1年6月19日	北見市	認知症の心の世界	林崎光弘
オホーツク	令和1年9月5日	北見市	グループホームでの看取りの取組について	釜谷 薫

「認知症ケア実践研究大会」

実践研究大会

Welcome to Okhotsk World

認知症ケア 実践研究大会

【未来の私自身のために…】
～ 子供を叱るな来た道じゃ、年寄り笑うな行く道じゃ～

令和元年10月26日(土)
9:00～15:30(8:30受付開始)

ホテル黒部 2階 富士 北見市北7条西1丁目1番地

参加費 無料 定員 200名

締切 令和元年10月4日(金)

問い合わせ 北海道認知症グループホーム協会 オホーツクブロック
大会事務局 グループホーム和とろきと船 南 克彦
電話 0152-75-3975(携帯 090-9515-3543)
FAX 0152-75-3976
Email: seisakusaka@peach.ocn.ne.jp

令和元年10月25日(金)
**和田 行男氏による基調講演
& 懇親会**

基調講演 16:00～17:30 懇親会 18:30～20:00

ホテル黒部 1階 黒部 北見市北7条西1丁目1番地
参加費 6,000円(税込み)
お問い合わせは大会事務局まで

【主催】一徳福祉法人北海道グループホーム協会 オホーツクブロック
【共催】一般社団法人北海道グループホーム協会

今年はオホーツクブルーに染まり大変暑い夏となりました。
さて、オホーツクにおいて令和元年度実践研究大会を開催する運びとなりました。会場を北見の黒部ホテルで行い、日程は10月25日(金)基調講演及び懇親会を、翌26日(土)に実践研究発表を行います。
基調講演には和田行男氏をお招きして現在の和田さんの認知症への関わり方等、新しい取り組み等をお話していただき、懇親会と合わせて楽しい時間を多くの皆様と共有していきたいと考えております。
秋のオホーツクは美味しい味覚がいっぱいです。陸ではジャガイモ、白花豆、カボチャ等、オホーツク海ではサケ、サマ、ホタテ、カレイ、ウニ等新鮮で美味しいものがいっぱいあります。また世界遺産でもある知床があり、最近話題の清里町の神秘的なエメラルドブルーの「神の子池」もあり、大自然に恵まれたオホーツクの地をこの機会に是非多くの皆様に足を運んで頂けようオホーツクブロック実行委員会メンバー全員で心よりお待ちしております。
詳しい要綱は(社)北海道認知症グループホーム協会のホームページに記載されておりますのでご確認の程宜しくお願い致します。

オホーツクブロック実行委員長

「在留資格「特定技能」とは…」



(事例)【ベトナムの地方の医療短期大学を卒業後に病院の面接に落ちて、日本に(留学VISA)で調理師学校に入学して昼間学校に通い、夜は飲食店で働きながら勉強をして卒業しましたが、調理師試験に落ちました。アルバイト先に就職希望をしなくなり(給料が安かった為)、ベトナムに帰ってきました。今後は、技能実習生として、また日本に行き、病院で働きたい。そんな希望を持つセンター生徒の会話です。】例えば、この生徒は、調理学校を卒業後すぐにハローワーク

での市町村住所地に在留カードが簡易書留で郵送されます。

外国人が入国後、生活オリエンテーション(住宅の確保、ごみ分別指導、近隣挨拶等)住民登録、給与振り込み銀行口座開設、健康診断などこれらの支援が終わったら、外国人を正式に採用します。

雇用後は、報酬を適切に支払うことなど外国人と結んだ雇用契約を確実に履行することが義務づけられます。出入国在留管理庁への各種届出などは、遵守しなければなりません。これらのルールを怠ると外国人を受け入れられなくなほか、出入国在留管理庁から指導や改善命令を受けることになります。

☆国内にいる外国人を雇用する場合は…

①特定技能で雇用できる国内にいる外国人を探す「ハローワーク、職業紹介業など」
今後、日本各地で介護施設では働かずに、他業種の技能実習生、大学、短大、各種学校等などの留学生などは、福祉、介護に興味のある在留外国人が国内で増える見込みがあります。
それは、他業種(サービス業、飲食業、宿泊業等)と介護職の給料格差がある為です。
法律では、特定1号の在留資格は、「技能試験及び日本語試験合格者」であります。(日本でも実施されています。)

や入管事務所などに行き、しっかり自分の希望を相談し、今年行われた「技能試験、日本語試験」を受験するなどして合格していたら、在留資格変更届などの手立てがあったはずで。情報の使い方が大切だと気づかされた事例です。

まとめ

今までは、海外にいる外国人を雇用するケースは、かなり特殊な限られた分野でしたが、今後は、一般的で大きな労働市場に変化していくと思います。海外の外国人雇用は、介護分野では、EPAやインターンシップ制度などが知られていますが、フィリッピンなどは、EPAで来日したけれど介護福祉士の国家試験に落ち帰国した人が沢山いるそうです。特定1号で再来日を期待しているそうです。



しかし大切なことは、優秀な外国人を雇用するための環境や労働条件の整備はもちろんのこと、今現場で頑張っている職員も含め支援体制等充実した環境を整えることが介護事業所に求められていると思います。

NPO社会福祉振興会 理事長
ななかまど教育学院 学院長
認知症介護指導者 主任介護支援専門員

介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用方針について



和元年 介護保険改正

【介護保険最新情報】VOL.730 令和元年5月30日

介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用方針について

「標準確認項目」「標準確認文書」の設定

○原則として「標準確認項目」以外の項目の確認を行わず、「標準確認文書」以外の文書は求めない。

ただし、指導を進める中で、不正が見込まれる等、詳細の確認が必要と判断する場合は、監査に切り替え上記確認項目、確認文書に限定せず必要な文書を確認するものとする。

実施指導の所要時間の短縮

○標準確認項目を踏まえて実地指導を行うことで、一の事業所あたりの所要時間の短縮を図る。

実施指導の頻度

○事業所の指定有効期間内(6年間)に1回実施することを基本とし、過去の指導実施等において問題がないと認められる事業所は、集団指導のみとすることも可能とする。

同一所在地の実施指導の同時実施

○同一所在地や近隣の事業所に対しては、できるだけ同日又は連続した日程で実施することとする。

関連する法律に基づく指導・監査の同時実施

○老人福祉等に基づく指導・監査等との合同実施については、同日又は連続した日程での実施を一層推進する。

運用の標準化

○実施通知は、原則として実施の1か月前までに通知するとともに、当日の概ねの流れもあらかじめ示すものとする。

○利用者の記録等の確認は原則3名(居宅介護支援事業所については、原則、介護支援専門員1人あたり1～2名)までとする。

実施指導における文書の効率的活用

○確認する文章は原則として実地指導の前年度から直近の実績までの文章とする。

○事前又は当日の提出文章は1部とし、自治体が既に保有している文書の再提出は不要とする。

留意事項

○実地指導にあたっては、担当職員の主観に基づく指導や、当該事業所に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導を行わないよう留意する。

認知症対応型共同生活介護における標準確認項目と標準確認文書

標準確認項目			標準確認文書
人員	従業者の員数（第 90 条）	・利用者に対し、職員数は適切であるか ・計画作成担当者には必要な研修を受けているか	・勤務実績表／タイムカード ・勤務体制一覧表 ・従業者の資格証
設備	（第 93 条）	・目的に沿った使用になっているか【目視】	・平面図
運営	内容及び手続の説明及び同意（第 3 条の 7）	・利用者又はその家族への説明と同意の手続きを取っているか ・重要事項説明書の内容に不備等はないか	・重要事項説明書 ・利用契約書（利用者又は家族の署名、捺印）
	受給資格等の確認（第 3 条の 10）	・被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか	・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等
	入退居（第 94 条）	・入居申込者が認知症であることを確認しているか ・利用者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか	・アセスメントシート ・モニタリングシート ・認知症対応型共同生活介護計画 ・診断書
	サービス提供の記録（第 95 条）	・認知症対応型共同生活介護計画にある目標を達成するための具体的なサービスの内容が記載されているか ・日々のサービスについて、具体的な内容や利用者の心身の状況等を記録しているか	・サービス提供記録 ・業務日誌 ・モニタリングシート
	利用料等の受領（第 96 条）	・利用者からの費用徴収は適切に行われているか ・領収書を発行しているか ・医療費控除の記載は適切か	・請求書・領収書
	指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針（第 97 条）	・生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていないか ・身体拘束等の適正化を図っているか（身体拘束を行わない体制づくりを進める策を講じているか） ・やむを得ず身体拘束をしている場合、家族等に確認しているか ・自らの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、結果を公表しているか	・身体的拘束廃止に関する（適正化のための）指針 ・身体的拘束の適正化検討委員会名簿 ・身体的拘束の適正化検討委員会議事録 ・（身体拘束がある場合）入所者の記録、家族への確認書 ・外部評価の結果

介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用方針について

標準確認項目			標準確認文書
	認知症対応型共同生活介護計画の作成（第 98 条）	・利用者の心身の状況、希望等を踏まえて認知症対応型共同生活介護計画が立てられているか ・アセスメントを適切に行っているか ・サービス担当者会議等により専門的意見を聴取しているか ・認知症対応型共同生活介護計画を本人や家族に説明し、同意を得ているか ・認知症対応型共同生活介護計画に基づいたケアの提供をしているか ・目標の達成状況は記録されているか ・達成状況に基づき、新たな認知症対応型共同生活介護計画が立てられているか ・定期的にモニタリングを行っているか	・認知症対応型共同生活介護計画（利用者又は家族の署名、捺印） ・アセスメントシート ・サービス提供記録 ・モニタリングシート
	介護等（第 99 条）	・原則として、利用者が介護従業者と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を共同で行うよう努めているか。	・サービス提供記録 ・業務日誌
	緊急時等の対応（第 80 条）	・緊急時対応マニュアル等が整備されているか ・緊急事態が発生した場合、速やかに協力医療機関に連絡しているか	・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録
	運営規程（第 102 条）	・運営における以下の重要事項について定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務内容 3.利用定員 4.指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 5.入居に当たっての留意事項 6.非常災害対策 7.その他施設の運営に関する重要事項	・運営規程 ・重要事項説明書
	勤務体制の確保等（第 103 条）	・サービス提供は事業所の従業員によって行われているか ・委託は調理業務や洗濯等、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務であるか ・資質向上のために研修の機会を確保しているか	・雇用の形態（常勤・非常勤）がわかる文書 ・研修計画、実施記録
	定員の遵守（第 104 条）	・入居定員を上回っていないか	・業務日誌 ・国保連への請求書控え
	非常災害対策（第 82 条の 2）	・非常災害（火災、風水害、地震等）対応に係るマニュアルがあるか ・非常災害時の連絡網等は用意されているか ・防火管理に関する責任者を定めているか ・消火・避難訓練を実施しているか ・運営推進会議を活用し、地域住民との密接な連携体制の確保に努めているか	・非常災害時対応マニュアル（対応計画） ・運営規程 ・避難訓練の記録 ・通報、連絡体制 ・消防用設備点検の記録
	衛生管理等（第 33 条）	・必要に応じて衛生管理について、保健所の助言、指導を求め、密接な連携を保っているか ・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を講じているか ・従業者の日々の感染罹患状況や健康状態を確認しているか ・空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか	・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の記録
	秘密保持等（第 3 条の 33）	・個人情報の利用に当たり、利用者及び家族から同意を得ているか ・退職者を含む、従業員が利用者の秘密を保持することを誓約しているか	・個人情報同意書 ・従業員の秘密保持誓約書
	広告（第 3 条の 34）	・広告は虚偽又は誇大となっていないか	・パンフレット／チラシ
	苦情処理（第 3 条の 36）	・苦情受付の窓口があるか ・苦情の受付、内容等を記録、保管しているか ・苦情の内容を踏まえたサービスの質向上の取組を行っているか	・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル
	地域との連携等（第 34 条）	・運営推進会議を定期的に開催しているか ・運営推進会議において、活動状況の報告を行い、評価を受けているか ・運営推進会議で上がった要望や助言が記録されているか ・運営推進会議の会議録が公表されているか	・運営推進会議の記録
	事故発生時の対応（第 3 条の 38）	・事故が発生した場合の対応方法は定まっているか ・市町村、家族、介護支援専門員等に報告しているか ・事故状況、対応経過が記録されているか ・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか ・再発防止のための取組を行っているか	・事故対応マニュアル ・市町村、家族、介護支援専門員等への報告記録 ・再発防止策の検討の記録 ・ヒヤリハットの記録

注）（ ）は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）の該当条項

上記ような内容ですが、実際に当自治体の指導監査では、まだまだ新しい指導要綱には十分対応しているとは言えませんが、労働力不足など理解してくれところが多く、することをしていとき大きな指摘はないと思われます。

先ずは加算算定の根拠、処遇改善、医療連携、身体拘束、個人情報の管理、運営推進会議の会議録などの情報開示が重要だと思われます。